

近代の和歌山城址における風致の破壊と保存をめぐる動き

Modern Trends Regarding the Destruction or Preservation of the Scenic Beauty of the Wakayama Castle Site

野中 勝利
Katsutoshi Nonaka

This study describes a modern plan that would have destroyed the scenic beauty of the Wakayama Castle site, and efforts to oppose it. The damage would have come from filling in the moat and dismantling the stone ramparts. In 1910 the moat was partially filled in to build a streetcar route. In 1914 a city roadbuilding plan called for filling in the moat, spurring opposition in the city council and newspapers. The mayor finally withdrew the plan. A 1915 improvement plan that would have damaged the site's scenic beauty also divided public opinion. It was ultimately rejected by the prefectural governor. Further plans to fill in the moat surfaced between 1922 to 1923, and a portion was eventually filled in.

Keywords: ruins of castle, scenic beauty, modernization, Wakayama, Kumagusu Minakata
城址, 風致, 近代化, 和歌山, 南方熊楠

1. 研究の背景と目的

明治維新によりその存立条件を喪失した近世城郭では、天守、櫓や城門等の建造物が入札、取り壊し、移築等により、その多くが取り払われた。濠、土塁や石垣といった土木遺構も近代都市化の過程で埋め立てられたり、取り崩されたりして、現在までに完全に残っている城址はない。この土木遺構は樹木等の造園遺構とともに、すぐれて城址の風致を構成する要素である。

都市の近代化に伴う風致の損壊が漸次進められたことは、地域に受容された結果ともいえるが、風致の保存を主張する反対の世論もあったはずである。現在、存在する濠や石垣でも、積極的な取り組みで保存されたのか、ただ手が加えられないまま消極的に残されたのか等、近代化の過程でこうした城址の風致がどのような経過を辿ったのか、その履歴を明らかにすることは、今後の城址整備の基礎的手続きとして意義がある。

これまでに城下町都市の近代化に伴う城址の濠の変容に関する研究では、その水辺空間の変容を扱った研究や¹⁾、水空間の面積的な変遷を扱った研究はあるが²⁾、いずれも濠が変容した背景や過程にまで分析の対象を広げていない。また最近では埋め立てられた濠を再生する取り組みが増えていることから、その状況を明らかにした研究がある³⁾。ただしその中では従前に濠が埋め立てられた経過などには言及されていない。

小田原では、町当局と神奈川県による学校建設に伴う濠の埋め立てに反対する住民が組織だって運動を展開し、地元の名望家が調停に入るなどして、最終的には濠の埋め立ては回避されたことが明らかにされている⁴⁾。また東京の外濠の埋め立てに関して、地景の捉え方を切り口として、都市建設者と世論との差異を分析した研究がある⁵⁾。この

ように濠の埋め立て計画とそれに対する賛否の議論、そして実際の事業化あるいは断念など、個別事例の研究が蓄積されている途上にある。

本稿で取り上げる和歌山城址では、1910年から10年余りの間で4回の時期(1910年、1914年、1915年、1922～23年)に濠の埋め立てや石垣を取り崩す計画があったことを確認している。そこで本稿ではこれらの風致を破壊する計画に対する賛否の議論や取り組みの動向を明らかにすることを目的とする。

和歌山城址の近代化に関する先行研究はあるが、濠の埋め立ての経過は断片的に紹介されているのみである⁶⁾⁷⁾。本稿ではそれを参考にしつつ、資料調査を行った。研究資料として、和歌山県都市政策課において県の公文書、国立公文書館・アジア歴史資料センターで政府の公文書を調査した。また和歌山市会の会議録は残存していないため、和歌山県立図書館、和歌山県立文書館、国会図書館及び東京大学明治新聞雑誌文庫において和歌山の地元紙を調査し(表1)、新聞記事を中心に市会の動向等を確認するとともに、当時の文献や地図等の資料調査も行った。なお地元紙はいずれも全ての発行分の保存ではないため、情報の把握には制約があった。

また1914年と1915年の風致の破壊を伴う計画に対して、南方熊楠による反対の意見表明や行動があり、熊楠の研究

表1 閲覧した地元紙

年	調査新聞
1901年	和歌山新報、紀伊毎日新聞
1914年	和歌山新報、紀伊毎日新聞、和歌山実業新聞
1915年	和歌山新報、紀伊毎日新聞、和歌山実業新聞、和歌山タイムス、大阪朝日新聞・紀和版
1922～1923年	和歌山新報、紀伊毎日新聞、大阪朝日新聞・紀伊版

においてその一端が明らかにされている⁸⁾。在野の博物学者・植物学者として活躍した南方熊楠は和歌山出身で、当時は田辺に居住していた。その先行研究を参考にして、熊楠による雑誌、新聞への寄稿や友人、知人への書簡を研究資料にした。その書簡は、翻刻刊行されている資料を参照した。なお熊楠は書簡で「濠」のことを「隍」と記すことが多く、書簡の翻刻の引用部は「隍」とし、論文では「濠」と表示する。

また熊楠の弟である南方常楠は和歌山市会議員で、熊楠と歩調を合わせていた。南方熊楠顕彰館には熊楠が保管していた常楠からの書簡が保存されている。これらは未刊であり、当地で閲覧した。常楠は、自ら経営する和歌山市の醸造所の名前の入った便箋を使用していた。常楠の言動のほか、和歌山市会の動向も記されているので参照した。

2. 軌道整備に伴う濠の埋め立てをめぐる動き (1910年)

和歌山県は、「存城」として陸軍省が管理していた和歌山城址の貸し下げを稟申し、1899年12月に許可された⁹⁾。その後城址を公園として利用することが認められ、1901年4月に「和歌山公園」が正式に開園された¹⁰⁾。こうして和歌山城址は和歌山県の予算で公園として管理されるようになった。

1909年3月、和歌山水力電気会社は電車軌道の複線敷設のため、城址の一の橋から県庁前までの濠の拝借と埋め立て願いを和歌山県庁経由で陸軍省に提出した¹¹⁾。

この申し出に対し、陸軍省は「兵営上」から、和歌山市は「風趣上」から反対し、1年以上を経ても結論は出なかったが、市の発展のためには交通の不便解消の必要性に迫られた¹²⁾。

当初、並木をそのまま保存し、濠を埋め立てることを出願していたが、内務省はそれでは交通機関の本旨に背く措置だとして再考を求めた。そこで同会社は埋め立てた濠跡に並木を移植し、並木堤跡に複線を敷設することをあらためて出願した。一方、濠は陸軍省の所管のため、管理者の第四師団経理部とも交渉していた。師団は交通機関の発展のためには異存なしと指令した¹³⁾。こうして1910年6月には関係者間の折り合いが合った¹⁴⁾。

翌月、内務省から知事に、正式な許可の通知があり¹⁵⁾、

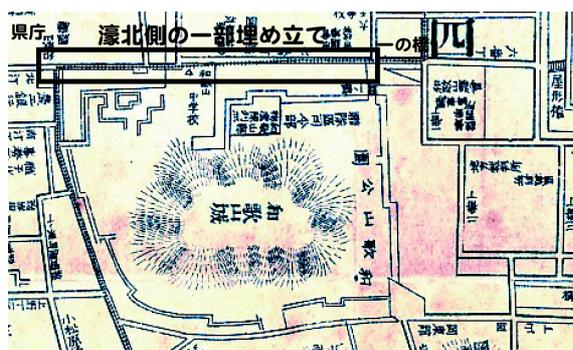


図1 1910年の濠の埋め立て計画

7月20日付で知事から認可の通知が出された¹⁶⁾。

濠の埋め立てなどは、和歌山市が同会社から寄付を受けて、市の事業として起工することになった。そこで和歌山市は道路拡張について和歌山県に申請し、県は1910年7月22日付で、道路の交通は頻繁で、軌道の敷設に伴って道路は狭隘で、人馬車による危険が少なくないとして、濠の一部を道路敷にすることを陸軍省に申請した。内務省も承認したことから、8月18日、陸軍省も差し支えないとして1,205.84坪(約4千㎡)を引き渡すことを決めた¹⁷⁾。そして県は、8月29日に市長に許可した¹⁸⁾。

こうして濠の一部が埋め立てられた(図1)。なお埋め立てと軌道や道路の整備の実態を明らかにする資料は見あたらないが、1915年10月27日の市会で、議員から、一の橋から市役所までの濠が埋め立てられて幅員3尺(約90cm)以上が狭くなったこと、また県庁前の石垣が破壊されことが指摘されている¹⁹⁾。

軌道敷設に伴う濠の埋め立て申請に際し、当初は陸軍省や和歌山市がそれぞれ「兵営」「風趣」の観点から反対していた。濠の内側の城址を和歌山県が公園として管理していたが、和歌山県の意向は地元紙での報道からは判然としない。会社や和歌山市からの申請を、政府に仲介する役割のみが記事からわかる。

内務省は交通不便を解消するため敷設を容認する一方、並木の濠跡への移設を促した。申請者はそれを受け入れてあらためて出願し、陸軍省からの容認も得た。こうして軌道や道路が整備された。そのため濠の一部埋め立てや石垣の一部が破壊されたが、地元紙にはそれに反対する運動や意見が見当たらない。濠や石垣による風致の保存よりも軌道や道路整備の優先性が受容されていたとみることができる。

3. 和歌山市による道路整備に伴う濠の埋め立てをめぐる動き (1914年)

(1) 和歌山市会への議案提出と審議

和歌山市は、和歌山県が和歌山公園として管理していた和歌山城址の払い下げを1911年に出願した。その翌年に6万円での払い下げが認められ、城址は和歌山市の所有地になった。ただし同年度はそのまま和歌山県の予算によ

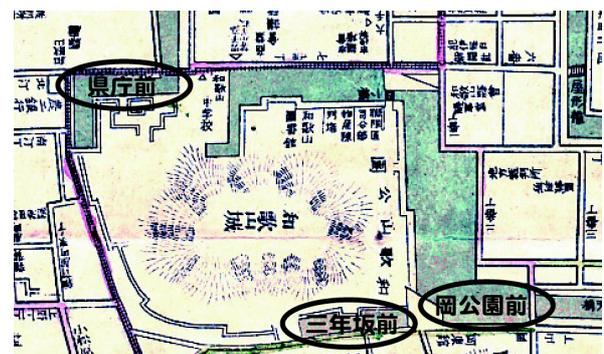


図2 1914年の濠の埋め立て計画地

て公園が管理され、1913年度から和歌山市による公園管理になった。

1914年4月市会に市長は濠埋め立ての諮問案を提出した。市内の車坂、吹上寺坂、三年坂を掘り下げる道路の改修に伴う土砂で埋め立ての方針だった。埋め立て後は宅地面積を拡大し、その土地売却で利益を得る計画だった²⁰⁾。埋め立て箇所は、県庁前(1,447.57坪、うち道路敷197.93坪)、三年坂前(1,567坪、うち道路敷331.61坪)、岡公園前(1,614坪、うち道路敷21坪)を予定していた²¹⁾。(図2)

市内の既存道路の整備を進めることが急務であった。それに伴って濠を埋めて宅地を生み出すという市街地整備を目論んだ。そこには城址の風致を保存するという思想はなかった。

この4月市会では濠の埋め立て案は決着しなかった。あらためて6月に濠の埋め立てなどの審議のため、休会中の市会が開催されることになった²²⁾。18日の市会でも濠の埋め立てに関して多くの質疑があり、結局、議長指名9名の調査委員に附託して審査することになった²³⁾。

(2) 南方熊楠による反対の取り組み

濠の埋め立てが市会で審議された1914年6月に南方熊楠が小畔四郎⁽¹⁾に宛てた書簡には、「和歌山の城隍を今度つぶす(借家を建てたら金になるといふ事)、実に遺憾なことで、幸ひ拙弟市会議員に有之、明日いよいよ論戦することに相成居り、小生後援の爲め一文を草し居り、多忙中」とあり²⁴⁾、6月30日にしたためた小畔四郎への書簡でも、冒頭に「わか山城隍埋立の議論で小生大に多忙」とある²⁵⁾。

これらは書簡の冒頭に熊楠の近況が記されていたものである。熊楠は和歌山市会議員である弟の常楠と連絡を取り

合っていたことがわかる。常楠は市会で埋め立て反対の意見を表明しており、それを支援する文章を熊楠が起草していたようであるが、その文章は確認できない。

一方、この時期、熊楠は柳田国男に埋め立て反対のことを書簡にして断続的に送っている(表2)。柳田国男は1914年4月に貴族院書記官長になっており、旧和歌山藩主徳川家当主の徳川頼倫への働きかけを求めている。当時、頼倫は貴族院議員であり、史蹟名勝天然記念物保存協会(以下、保存協会とする)の初代会長でもあった²⁶⁾。

6月29日に書き始めた国男宛の書簡では、濠の埋め立てに関し三百年来の史蹟勝景がつぶされるのは遺憾であり、保存協会の会長でもある徳川頼倫にそのことを伝え、せめて慎重に検討すべきくらいの一書が欲しいと依頼している。書簡の最後にも、濠の埋め立ては「いかにも不埒極まる」ことであり、国男が貴族院に奉職している縁から、「何とか旧藩主君」に話して欲しいと懇願している²⁷⁾。

さらに熊楠は同日、国男に宛てて、他人には見せないように追記した別の書簡で、実際のところ、頼倫は他家から養子に來たので、紀州のことにはあまり興味が無いようだが、埋め立てた後では遅いので、とにかく一度はこのことを頼倫の耳に入れておきたいと重ねて願い出ている²⁸⁾。

熊楠には頼倫を利用しようという明確な意図があった。他人には見せないことを前提に、国男には率直な意見を述べている。

(3) 地元紙による賛否の意見と論評

4月市会の時期には、「紀伊毎日新聞」と「和歌山新報」は次のように異なる見解を示していた。

「紀伊毎日新聞」は、埋め立て案が市会で通過すれば、

表2 柳田国男に宛てた南方熊楠の書簡(1914年)

日付	宛先	濠の埋め立てに関わる内容
6月29日A	柳田国男	<ul style="list-style-type: none"> 「飛んだこと」が起こったとして、「和歌山の城隍を埋め立てれば借家多く立て得」ということで「一部投機心の盛んなるヤシ連の所行」がある。 和歌山市会へ市長がその議案を提出し、弟の常楠が「三百年来の旧蹟にして和歌浦に次いだ勝景の一部たるこの城隍を、借家を立て金ができる」ということは遺憾だとして埋め立てに反対を唱え、他の賛同者とともに加藤市長を語っている。 埋め立ての賛成者はいずれも私利打算にほかならず、何たる定見もなく、金を要する理由を求め、市役所の新築などを挙げている。 この城濠を埋め立てると、県下に現存する古蹟名勝の滅却が盛んになることが見込まれるが、このような景勝古蹟の大破壊を行おうとする者がいることを、「保勝会の会長」である徳川頼倫が知らない。 理由にならない理由で、三百年来の史蹟勝景がつぶされるのは遺憾である。 したがって頼倫自身でなくとも、せめて「史蹟天然物保存会」あたりから、城濠の埋め立ては三百年の旧蹟を滅し、「祖宗の御威光にも関する」ことであるので、なるべく慎重に検討すべきくらいの一書が欲しい。 市会議長や市長では埋め立ての発端人であるから隠蔽するかもしれないので、市議員一同に宛てて出すように、頼倫に直接話して欲しい。 弟からの書簡4通、新聞の切り抜き2種3枚を同封するので、面倒でも一読して話して欲しい。(和歌山には4社の新聞があるが、このうち2社はこの件を報じていない。) 城濠の埋め立ては「いかにも不埒極まる」ことであり、国男が貴族院に奉職している縁から、「何とか旧藩主君」に話して欲しい。
6月29日B	柳田国男	<ul style="list-style-type: none"> なるべく早く頼倫と話して欲しい。 忙しくてできないならば、同封の書簡と新聞切り抜きを「白井教授」に送り、白井と川瀬善太郎に相談して欲しい。二人は「保勝会員」であり、何とかなるかもしれない。 実際のところ、頼倫は他家から養子に來たので、紀州のことにはあまり興味が無い。 自分はロンドンにいた時、頼倫が來た時に宿の世話をした間柄であるが、関係には距離があり、世話になるつもりはない。 今度の濠埋め立てのことも頼倫は何とも思わない様子で、自分はこれを楯にとって「史蹟自然物保存会」を公然と攻撃することも考えている。 しかし埋め立てた後では遅いので、とにかく一度はこのことを頼倫の耳に入れておきたい。
7月6日	柳田国男	<ul style="list-style-type: none"> 徳川家家令の三浦英太郎男爵も反対説を公表している。 頼倫が今月中に和歌山に來るそうなので、先に送った弟の書簡や新聞切り抜きを携行品の中に入れて欲しい。
7月20日	柳田国男	<ul style="list-style-type: none"> 弟からの葉書一枚と「和歌山新報」の切り抜き3枚を同封するので、なるべく徳川頼倫に伝達して欲しい。 新聞切り抜きは、①三浦男爵、②埋め立て調査委員長の中村新助で、調査員7、8名中ただ一人の反対、③自分の論文である。いずれも埋め立てに反対する意見の掲載である。 埋め立てを主張する人々は公然とその意見を發表することがない。 自分は神社合祀反対で時間をつぶし、城濠埋め立ての件には立ち入らなかつたが、市議員の弟が特に反対し、兄弟の間柄や特に埋め立てには自分も最初から心底から反対であるので、見届けたい。 自分から頼倫に直接送っても、頼倫の目に触れるかどうか心配なので頼んでいる。 和歌山城の濠の埋め立ては、自分のように地方の履歴を知る者にとっては、父母を殺されることに次いで心痛事である。 一方、他の地域の人は何とも思わず、現に旧藩主家の頼倫すら養子として入家しており、その地に生まれる者ほどには感じていない。

道路や宅地の整備により、和歌山市の面目はおおいに一新するだろうと報じた²⁹⁾。そしてこれら三箇所の道路の切り下げを含め、市内の道路網整備の必要性を指摘している³⁰⁾。その一方、濠の埋め立てに対しては、雨水の排水方法をあらかじめ考慮し、工夫することも問題提起している³¹⁾。

「和歌山新報」は、皮相な現実主義者の目から見れば、城濠は封建時代の遺物で城郭の一防衛工事に過ぎず、今日の市民の住居や幸福に寄与することはないが、城郭を保存して一市の風致を添え、その威厳を保てば、市民の誇りになるのみならず市民の思想を教養する大きな感化力を有するという社説を掲載している。その上で市会議員に対して本問題を軽々に看過しないことを呼びかけている³²⁾。

このように「紀伊毎日新聞」は近代都市化を推進するため濠の埋め立てを含む市街地整備に賛意を示し、「和歌山新報」は城址の風致保存の価値を認め、濠の埋め立てには慎重な立場だった。

4月市会で決着がつかず、6月市会であらためて審議されると、道路改修と濠の埋め立てが市にとって重大な問題であるとして「和歌山新報」は埋め立てに対する意見を断続的に掲載した(表3)。なおこれ以降、「紀伊毎日新聞」では社説をはじめ濠埋め立てに関する意見や主張の記事を確認することはできなかった。濠の埋め立てを推進する意見は表面化されていない。また「和歌山実業新聞」も同様に埋め立てに関する記事は確認できなかった。

「和歌山新報」は6月に3人の識者の意見を紹介している(表3)。一人め(岡崎)は、濠の保存を主張し、二人め(神崎)は、濠の保存や美観以外にも排水の観点から慎重

な検討を求め、三人め(南)は、不衛生な濠は一日でも早く埋め立てるのが妥当であるという意見だった³³⁾。このように賛否の意見を同等に扱い、三者三様の考え方が示された。

7月になると、旧和歌山藩家老家の三浦英太郎の意見が掲載された³⁴⁾(表3)。三浦は風致の保存を前面に出すのではなく、和歌山市の都市整備や治水の計画を先に検討すべきという考え方を示し、安易なあるいは早急な濠の埋め立てを憂慮していた。

こうした意見を掲載した「和歌山新報」は、まず都市経営の大方針を確立してから着手することが妥当との立場だった。旧藩主家の徳川頼倫が「古蹟名勝保存会長」であり、また和歌山市が陸軍省から城址を払い下げられた際に「原形保存」の条件があるため、さらに研究の余地があると指摘している。その上で南方熊楠からの書簡を紹介している(表3)。熊楠は、三浦の意見に感服したという前提で、「和歌山新報」の切り抜きを集め、愚見を付して柳田国男、白井光太郎、川瀬善太郎に送り、白井には徳川頼倫にそれを見てもらうことを頼んだことを記していた³⁵⁾。

熊楠はこの書簡が紹介されたことから、あらためて補足するため同紙に寄稿し、それも掲載された(表3)。和歌山城址は維新期に外国人が訪れ、その風致を賞賛していること、藩祖が心をこめてつくった唯一の遺蹟が、海外まで名声を高くしており、それを一部でも破滅させるのは和歌山市全体の人心に良くないことを指摘している³⁶⁾。

「和歌山新報」は、熊楠の書簡と寄稿を紹介した後、濠の埋め立て反対の投書を掲載している(表3)。投書で

表3 和歌山新報に掲載された濠の埋め立てに関する意見(1914年)

日付	意見者	濠の埋め立てに関わる内容
6月18日付 (意見紹介)	①(岡崎)	・和歌山城址は荒寥として、御三家の威光は廃藩置県とともに亡びたとしても、一国の歴史を尊び、城址を保存することは国家の秩序を保ち、市民の体面を全うする上からも必要である。 ・城濠の埋め立てで、売却による財源を得る微細な採算は、都市の経営からみた百年の大計より論じるに足りない。 ・適当な方法で公園の設備をはじめ、城濠も保存したい。
	②(神崎)	・市内の排水が問題であり、城濠も旧形保存や美観維持もさることながら、排水の観点からみる必要がある。 ・内川を狭めることも同様であり、目の前の思案や些細な利益で容易に決めるべきではない。
	③(南)	・城濠は兵營上の防衛から設けたもので美観からつくったものでない以上、すこぶる不衛生な腐敗水の滞留所は、一日でも早く埋め立てるのが妥当である。 ・樹木は容易に伐採すべきものではないが、城濠は撤廃し、埋めて松を植えれば、経済上も、美観上もはるかに優れている。
7月3日付 (意見紹介)	三浦英太郎	・和歌山市の市区に関する考えを定めた上で、城址を公園として整理に着手しても遅くはない。 ・城濠が現在のように貯水池になっているのは紀ノ川の治水に問題がある。
7月7日付 (書簡紹介)	南方熊楠	・三浦男爵の意見に感服した。 ・市を拡大して大規模にする気はなく、市内の空地を狭めてイタリアあたりの衰亡の市街にすることは意味がない。 ・広い家に溝を通さず土を叩きつけば雨が降るごとに庭は泥になり風が通らずその家は腐朽する。 ・昨年末、全国を見ている柳田国男が和歌山に来て、衰微していると言った。 ・自分は埋め立てに関して特に何事も発していないが、和歌山新報の切り抜きを集め、愚見を付して柳田国男、白井光太郎、川瀬善太郎に送った。 ・白井には徳川頼倫にそれを見てもらうことを頼んだ。
7月11日付 (寄稿紹介)	南方熊楠	・和歌山市の繁栄を図るために埋め立てという趣旨が首唱されているが、開明国の都市の繁栄策は決して古蹟勝地を湮滅してむやみに人家を建てるようなことはしていない。 ・和歌山城址は維新期に外国人が訪れ、その風致を賞賛している。 ・藩祖が心をこめてつくった唯一の遺蹟を、海外まで名声を高くしており、それを一部でも破滅させるのは和歌山市全体の人心に良くない。
7月17日付 (投書紹介)	①	・歴史を有する古蹟は金銭では買えない。 ・和歌山城は他藩の居城と異なる歴史があり、わずか3千余坪の土地を得るために城濠を破壊することは慨嘆に堪えない。 ・払い下げの条件は、公園以外の目的使用は認められず、原形を変更する時は監督官庁の許可が必要などの条件があり、城濠の埋め立ては原形の変更であり古蹟保存の主意に反している。 ・公園は水陸の双方があったその風致を添えている。 ・上野公園は不忍池があったその景趣をますように、各都市の公園はみなそうである。 ・城濠の改善は容易であり、ある程度まで手を加えれば、水を湛え、藍のように蓮やその他の水草を培養することで美観を添え、市民が逍遙して疲労を慰めることができ、観光客に快感を与えることができる。 ・埋め立ては窮余の策として行うべきである。 ・和歌山市は幸いに埋め立てを必要としない。 ・封建の建物である城や濠は原形のまま永遠に保存するのは実に当市の誇りであり、後世、子孫に永久に往時を偲ばせる資料になる。 ・その無形の利益はわずか3千余坪の価格の比ではない。

は、封建の建物である城や濠を原形のまま永遠に保存するのは実に当市の誇りであり、後世、子孫に永久に往時を偲ばせる資料になるとして濠の埋め立てに反対を主張していた³⁷⁾。

(4) 南方熊楠・常楠兄弟による徳川頼倫への働きかけ

1914年7月6日に記した国男に宛てた葉書では、濠の埋め立てに関し、徳川家家令の三浦英太郎も反対説を公表していることを記している。また頼倫が今月中に和歌山に来るそうなので、先に送った弟の書簡や新聞切り抜きを携行品の中に入れて欲しいと依頼した³⁸⁾(表2)。

一方で、熊楠は国男への書簡のほか、先述のように和歌山新報にも埋め立て反対の書簡を送り、それが掲載されると、あらためてそれを補足するために同紙に寄稿している。地元メディアで和歌山市民に向けた自らの意見が開陳された後、さらに7月20日早朝に国男宛に書簡をしたためている(表2)。埋め立てに反対の意見が掲載された新聞の切り抜きを同封し、和歌山城の濠の埋め立ては、自分のように地方の履歴を知る者にとっては、父母を殺されることに次いで心痛事であると述べ、旧藩主家に養子に入った頼倫にその事情を直接伝えて欲しいことをあらためて懇願している³⁹⁾。

一方、和歌山市会が休会中の7月下旬、頼倫が育英事業の振興のため南葵育英会総裁として和歌山県内を巡ることになった。22日に東京を発ち、和歌山、田辺、新宮などを巡って講演などを行う予定が報じられた⁴⁰⁾。

頼倫は23日、和歌山市駅に到着し、鹿子木知事をはじめ市内の有力者が出迎えた。駅前には1千名以上の生徒が歓迎した⁴¹⁾。和歌山市での頼倫は県庁、旅団司令部や中学校などに出向いた⁴²⁾。しかし記事からは和歌山公園に立ち入ったことは確認できない。

先述のように熊楠は国男を介して頼倫に濠の埋め立て計画を知ってもらうことを画策したが、この頼倫の県内巡行にあたって、南方兄弟は濠の埋め立て阻止に向けて直接、働きかけようとした。

頼倫が和歌山市に滞在中の24日、常楠は熊楠に宛てた書

簡の中で、頼倫に「旧藩主として」、また「史蹟名勝保存会長として」当然の責任があるとして、濠の埋め立てについて意見を求め、取り次いでもらう考えであることを述べている⁴³⁾。

その3日後、頼倫に会った常楠は、熊楠に書簡を送った。そこでも史蹟保存の趣意、風致や風教などから濠の存置の必要性を述べている。しかし工場を視察した頼倫に会ったが、「其話ハ全く無之遺憾」であると記している⁴⁴⁾。

このように常楠は頼倫と会ったが、直接、頼倫から意見を聞くことができなかったと熊楠に伝えた。田辺郵便局の消印は7月28日である。熊楠はこのあと田辺を訪れる頼倫に自ら直接会って、意見を聞く必要性を強く意識したとみられる。

頼倫は30日に田辺を訪れた。同地の中学校で講演などを行った⁴⁵⁾。

この日の深夜1時、頼倫に会う前の熊楠は、田辺の地元紙である牟婁新報社主の毛利清雅に宛てて書簡をしたためている(表4)。そこでは濠の埋め立ては保存会長である頼倫の祖先の遺蹟を滅することであるにも関わらず、頼倫が何も発しないことを嘆き、地元紙の力を借りて発信するため、牟婁新報に協力を依頼した⁴⁶⁾。

そして熊楠は31日朝、その清雅と共に頼倫の宿泊先の旅館に出向いて直接会った。会談時間は20分余りだった⁴⁷⁾。

会談の後、すぐに熊楠は弟の常楠に宛てて頼倫との会談の様子を手紙に書いた(表4)。城濠の埋め立てについて、「何れとも返答なきは不都合也と長々しく演説如き問を發せし由なるが、侯爵又中々弁舌術はうまく、何となく曖昧な返事」で、確かな返答がなかったこと、まわりに大勢の人がいてそれ以上の追究はできなかったことを述べている。随員である侯爵名代の木下友三郎²⁾が言うには、頼倫は「到底、埋立のことに決して是非をいふ能はず、又成るべく保存を望むといふ僅々の勸詞をさへ發し得ず」ということだった⁴⁸⁾。常楠同様に、熊楠も直接、頼倫から言質を得ることができなかった。

頼倫に会った日の午後、木下が、東京で濠の埋め立ての報に接したが、徳川家では「容易ならぬ大事件」なので、

表4 毛利清雅と南方常楠に宛てた南方熊楠の書簡(1914年)

日付	宛先	濠の埋め立てに関わる内容
7月30日	毛利清雅	<ul style="list-style-type: none"> 今度、和歌山城濠の一部、岡公園に近い所を埋め立てて、貸し長屋を建てて市の繁栄を謀ることが市会に提案された。 この埋め立て案は、何も必要がないもので、後日、全部埋め立てる口実にするものである。 「保勝会長」である徳川頼倫の祖先の遺蹟を滅するものであり、会長としての名声に大きな打撃を与える。 しかし「保勝会長」の来県にあたり、この第一の古蹟がこのような陵辱毀損が加わることに對し、「会長」は一言も発していない。 和歌山市会これを審議する委員を選び、その委員長になった中村は、頼倫の來県を待ってその考えを聞くべきとして、市会での決議を見合わせ、來県に際してこのことを数回話したが、頼倫はただ黙して聞くのみで、何も言葉を発していないとのことである。 市会議員の多くは旧藩臣で、旧藩主の遺蹟を扱うことは、まず旧藩主の意志を重んじるくらいのことでは心得ている。 「保勝会長」は何のための会長かわからない。 和歌山を出発するまで、濠の埋め立てに関して一言もなく、また今回の來県の目的は育英会のこと、古蹟保存のことは後日に期すように言われているようで、大いに失望している。 南紀の名勝保存は「保勝会」から何一つ助力を得ないことを、まず牟婁新報、そして紀伊毎日新聞、和歌山新報の力を借りる。 後日に残すため、自分が写生や図入りで「日本及日本人」に寄稿する文を一層拡張して牟婁新報に連載し、毎号20枚ほどをもらい受け、それを牟婁新報社から日本中の知名の士へ配布すると、牟婁新報の名も自分の名も大いに挙がる。
7月31日	南方常楠	<ul style="list-style-type: none"> 徳川頼倫が昨日30日午後2時に田辺に到着した。 頼倫に会い、城濠の埋め立てについて、「何れとも返答なきは不都合也と長々しく演説如き問を發せし由なるが、侯爵又中々弁舌術はうまく、何となく曖昧な返事」で、確かな返答がなかった。 まわりに大勢の人がいてそれ以上の追究はできなかった。 随員である侯爵名代の木下友三郎が言うには、頼倫は「到底、埋立のことに決して是非をいふ能はず、又成るべく保存を望むといふ僅々の勸詞をさへ發し得ず」ということだった。

その詳細な真相を聞きたいとして熊楠の自宅を訪れた。熊楠は木下との会話の内容を常楠に報告している⁴⁹⁾(図3)。

木下が語ったところによると、頼倫は天守が残れば濠は埋め立てられても良いという考えだった。頼倫は保存協会の会長として活動していたが、和歌山城址の史跡としての価値を天守のみにみている。それに対し、熊楠は天守がシロアリに食られているから長くは保たず、残るのは土台、石垣と濠であり、それを保存する必要があると訴えている。さらに熊楠は、このままでは和歌山の人々は紀州徳川家のことを何も思わなくなってしまうと嘆き、「保勝会の威望」を傷つけることになるし、「紀州侯は古蹟保存保存と絶叫しながら、何一つ故国の古蹟保存に尽力」していないとも言われているとして、随従人の一人が市長に「先祖旧蹟たる城隍をたとひ一部分なりとも破壊せずに保存されんことを望むこと切なり」との一言を伝えて欲しいなどと、重ねて木下に詰め寄った。

熊楠は、常楠に宛てた書簡の最後に、木下が和歌山に戻ったら、あらためて濠の扱いについて意見を聞くように頼んでいる。しかし常楠が8月6日に熊楠に宛てた書いた書簡では、頼倫が濠の埋め立に関し、なんらの発表も暗示もないことを嘆いていた⁵⁰⁾。

和歌山市を訪れた頼倫は徳義社⁵¹⁾にも行っている。先述のように和歌山新報で濠の埋め立てを憂慮していた徳川家家令の三浦英太郎は徳義社社長でもある。頼倫は三浦に会っているはずであり、城址に対する三浦の考えを聞いていてもおかしくない。それでも頼倫は埋め立てについて何も語らなかった。

熊楠が8月8日に小畔四郎にしたためた書簡に次のように記されている。「客月三十一日徳川頼倫侯当地に来られ小生を延見され、次に明治大学長法学博士木下友三郎氏を拙宅に遣はし、和歌山城隍埋立の件に付意見を徴せられ侯も、右事件今に片付かず日々心配罷在候」とある⁵¹⁾。頼倫に会っても、事態が好転しないことを吐露していた。

以上のように熊楠は、徳川頼倫の口から直接、反対意見、

あるいは慎重な意見を述べてもらおうと画策し、上からの鶴の一声で埋め立てを阻止しようとした⁵²⁾。しかし頼倫の和歌山巡行の間、南方兄弟が直接働きかけて言質をとろうとした意気込みは不発に終わった。

(5) 調査委員会の動向と議案の撤回

8月に入り、濠の埋め立てに関する審査を市会から付託された調査委員会が開かれることになった。

8月5日に常楠が熊楠に宛てて書いた手紙には、明朝の委員会では、おそらく否決されるとの見通しを記している。これは頼倫とは関係なく、常楠が二、三人の委員に働きかけた結果であるが、人心ははかれず、いかなる変化を来すかわからないとも記している⁵³⁾。ただ翌日記した書簡でこの委員会が出席者少数で流会になったことが報告されている⁵⁴⁾。

常楠は8月11日にも埋め立て反対の意見や市会での動きについても書簡に記している⁵⁵⁾。

このように濠の埋め立ての議論は流動的であったが、8月21日によく調査委員会が市役所で開かれ、出席者6名による多数決で次のように決まった⁵⁶⁾。

- ・三年坂下の城濠と県庁前の城濠の埋め立てを認可する。その理由は独立したものであり、風致その他に関係ないからである。
- ・岡公園前の三番町の城濠の埋め立ては否認する。その理由は風致に関係するからである。

このように三ヶ所の濠の埋め立てに関しては、「風致」との関係からその是非が分かれている。この場合の「風致」とは城址としての「風致」であり、その「風致」の構成要素として濠を捉えていなかった。つまり濠自体のもつ「風致」の価値を認めていなかったのである。

結局、反対派と推進派の折衷案的な結果になった。

しかし濠の埋め立てに関連する審議をするための市会は、休会中のまま再開されなかった。これは濠の埋め立て案の意見が一致していないことも一因とされていた⁵⁷⁾。

その後、一転して加藤市長はこれらの議案を撤回した。

木下友三郎	南方熊楠
・城濠の埋め立てについては東京でその報に接したが、徳川家では「容易ならぬ大事件」なのでその真相を調べているので、その詳細な真相を聞きたい。	・岡崎、神前、三浦男爵及び自分の意見に加え、詳細な事は常楠からの書状を、柳田国男から頼倫に渡してもらった。
・頼倫は確かに受け取り、読んだ。 ・頼倫は「此城の天守さえ保存し得れば、隍の一部は埋立るも止を得ず」と語った。	・この天守は、自分が検分すると今後50年このままで維持することは全く不可能である。 ・既にシロアリが入り込み、徐々に破壊している。 ・これを存置することは非常に危険で、早いうちに取り除く必要がある。 ・そうすると西洋諸国の旧城と同じく、「天守の土臺と石垣だけを保存」するほかなく、それでは何も「美観」にはならない。 ・どんなことをしても「天守ほどの宏壮なるものは再構の望み無れば、城古蹟として永代に残るものは隍と石垣と天守の土臺と樹木」だけである。 ・そうすれば、濠は最も必要な「美観古蹟の要部」になる。 ・埋め立てを必要とする差し迫った理由はない。
・侯爵の身分として侯爵よりはどうかかることに一言を出すべきに非ず	・「大藩の旧蹟が何の苦もなく潰されるは、実に侯爵家の威望を損する」と話した。
	・このままでは和歌山の人々は紀州徳川家のことを何も思わなくなってしまう。 ・「保勝会の威望」を傷つけることになるし、「紀州侯は古蹟保存保存と絶叫しながら、何一つ故国の古蹟保存に尽力」していないとも言われている。 ・加藤市長に埋め立ての必要性を問うなどして、埋め立てる理由がないならば、随従人の一人が市長に「先祖旧蹟たる城隍をたとひ一部分なりとも破壊せずに保存されんことを望むこと切なり」との一言を伝えて欲しい。

図3 南方常楠宛書簡(1914年8月1日)にみる南方熊楠と木下友三郎の会話

常楠は、10月19日に加藤市長がかねて市会に提案していた濠の埋め立てなどの諸案を「都合により一先撤回の旨通知」が公式にあり、これで「立消」になったことを、さっそくその日に熊楠宛の書簡に認めている⁵⁸⁾。

それを受け、熊楠は10月27日に国男に宛てて、濠の埋め立ての件は、市会で議案が撤回になり、油断はならないが、ひとまず小康を保っていると報告している⁵⁹⁾。

なぜ市長が議案を撤回したのか、その背景や理由は判明しないが、先の報道にあったように、市会議員間での意見集約ができなかったことが背景にあったとみられる。

そして市長は市議員の懇請を受け入れず、11月4日に辞表を鹿子木知事に提出した⁶⁰⁾。市長の辞職は19日に内務省から知事に認可の通知があった⁶¹⁾。なお辞職と議案の撤回との間に関連があったかどうかは判然としないが、市長の意思の中には関係があったとみるのが素直な捉え方であろう。

4. 和歌山市による風致破壊を伴う公園整備をめぐる動き (1915年)

(1) 本多静六による公園設計

和歌山市は和歌山公園の改修にあたって、その設計を本多静六に依頼した。本多は1914年12月に当地を訪れ、現地調査を行い、設計を行った。

本多は1915年1月には設計を終えていたが、和歌山市は4月に『和歌山公園設計案』として公表した⁶²⁾。そこでは「序」として和歌山城址の経過を和歌山市が説明し、「和歌山公園設計案」と題した本多静六の講和が掲載されている。本多は、「緒言」として設計の経過を述べ、「第一大体ノ方針」「第二本公園ノ方式」を説明し、「第三各部ノ設計」として74項目を列挙し、「和歌山公園平面図」(縮尺1:1,200)と題した設計図が添付されている。これらの内容は地元紙でも報じられたが、設計図は掲載されていない⁶³⁾。

このうち「第一大体ノ方針」の内容を箇条書きにすると表5ようになる。本多は、城址としての「歴史的記念物」と「遊園地」の二つの要素を兼ねた公園を設計した。そして「公園」のために、濠や池の埋め立てや石垣の取り崩しを含めた計画になっていた(図4)。数多くの枡形の石垣を保存することは、かえって価値を損ない、「遊園地」としては不便であると「大体ノ方針」の最後に指摘している。

(2) 南方熊楠・常楠兄弟の反対行動

1915年4月29日に常楠が熊楠に宛てて書いた手紙には、本多静六の公園設計案は一つの参考資料にすぎず、決してすべてを「盲従」することはないが、だいたいの設計はこれによるだろうと記している。本多の案は、城址を「歴史的記念物」として、およそ今日のまま保存するという設計であり、各所では「原形」を損壊することはないと、「公園として不便」であると思われる一、二の石垣の改廃くらいに留まるとしている。公園改修は今日の大勢として動かしがたい状況であるとも記している⁶⁴⁾。このように常楠は、本多の設計案に対して必ずしも否定的ではなかった。

しかし6月19日の和歌山市会での公園改良費予算の審議で、常楠は、石垣を壊し、濠を埋める設計を立案しているが、市当局はこの杜撰な設計を丸呑みするのかと質問した。それに対して助役は、石垣はその一小部分を壊すに過ぎず、濠の埋め立ても僅かに不開門付近を一部浅く埋め立てるものであり、城濠である痕跡は十分に認められる程度のものであると答弁した⁶⁵⁾。

市当局は本多の設計に忠実に整備を行うことを基本とした予算編成だった。それに対し、常楠は濠の埋め立てや石垣の取り崩しを批判した。

6月28日に熊楠に宛てた書簡では、大典記念事業として本多が設計した公園改良を、市議員が全般にそれを承認しそうであるが、自分は「原形」の一部を損壊しないよう主張すると記している⁶⁶⁾。一部の破壊も認めず、保存を前提として市会で主張することを熊楠に宣言した。

常楠は当初、公園設計を容認するような姿勢だったが、この時点では考えを転換している。この間の経緯は不明で



図4 和歌山公園設計における風致の破壊

表5 和歌山公園設計における「大体の方針」

大体の方針	
1	本公園は一面では和歌山城址として歴史上からこれを保存し、いわゆる「地方記念物」になる資格を有している。他面には市の中央に位置し、電車の要路にあたり交通が便利で、面積も広く、高低差も適当で、山と水が富み、城山のまわりに平坦な土地も十分にあり、一帯には古い樹木が多く繁茂して、「遊園的公園」になる要素を有している。
2	すなわち「歴史的記念物」としての要素と「遊園地」としての要素の二つの要素を共に活用する大方針によって公園を設計したい。
3	「歴史的記念物」である城の濠、石垣、見付け、天守閣等のいわゆる城郭は大体において今日のままに保存し、活用して公園に使用する方針で、わずかに壊れている部分を修繕することに留める。
4	記念物として保存の必要がない一部に限り 公園の必要に応じて濠池を埋める。
5	濠の周囲の石垣は保存し旧形を想像できるようにする。
6	城址内部の枡形の石垣も大体において旧体を保存するが、 公園として重要な一局部に限り取り崩す。
	枡形の石垣は堅固で荘厳な往時を偲ばせ、歴史的趣味を増す利点はあるが、園内にあまり多くの同様同形の石垣だけを保存することは、かえって価値を損ない、また遊園地としての不便さは少なくない。

あるが、熊楠との意見交換があったことは十分に想定される。後述するように熊楠は一貫して保存を主張しており、この考えが反映されたとみられる。

公園改良費が審議された市会は大典記念事業に関して紛糾し休会になった。常楠が7月2日に熊楠に宛てた書簡では、一般議員の意向は公園改良費4万余円を削減して通過させる見込みであり、濠の一部埋め立ては取り消されそうであるが、一の橋を入った突き当たりにある石垣の突出する部分などを撤去する案は、あるいは通過されるかもしれないと危惧している。しかし自分は変わらず反対であると強調している⁶⁷⁾。

一方、熊楠は、公園設計案を批判する論考を総合誌『日本及日本人』に寄稿し、それが7月発行号に掲載されている。その論考では、1914年に濠を埋め立てる計画は、自らも運動して中止にさせたにもかかわらず、翌年には本多静六による設計で、「旧観を改めず」、「南紀随一」の見物である和歌山城址を破壊しようとすることを批判した。熊楠は「古蹟と名勝が国民の感化に口筆の企て及ばざる力を有する」と主張し、史蹟名勝保存協会を設立してその会長になっていた旧藩主家の徳川頼倫がそれに対して「一の抗議」もしていないことを指摘した⁶⁸⁾。熊楠は、城址としての風致の破壊を痛烈に批判し、徳川頼倫がそれに対し、何も言葉を発しないことを非難している。

このように常楠は市会議員として市会で反対論を展開し、熊楠はメディアを使って反対の世論を盛り上げようとしたが、後述のように公園改修案は大典記念事業として優先され、8月に開催された調査委員会や市会で認められた。

その一方、『日本及日本人』に掲載された「古書保存と和歌山城の破壊」の論考は、熊楠が居住する田辺の地元紙である牟婁新報にも転載された⁶⁹⁾。公園改修が五箇年事業であり、まだ計画の変更の余地はあるとして、和歌山城址の保存を訴えた。

(3) 地元紙による風致保存の主張

本多の設計による公園改修事業が4月に新聞報道で公表され、市会でもその予算が審議されたことから、市民にとっても身近な関心事になった。

「和歌山実業新聞」は6月、大典記念事業として公園の改修が内定し、着々準備を進捗していることを好意的に報じた⁷⁰⁾。その後、この改修案に反対する読者の投稿を掲載した⁷¹⁾。この反対論に呼応するように、同紙は反対の態度を鮮明にして公園設計を批判する記事を掲載し、史跡や風致としての保存を訴える主張を繰り返している。

8月には、城とは建物ばかりではなく、石垣や濠をあわせた名称であり、由緒ある鶴の谷を埋没させ、枳形の一部を破壊する行為は心ないやり方であると、「俗物」である議員によって市政が左右されるのは「ナサケない」として批判した⁷²⁾。9月には、改修案では見付けの石垣を取り崩して自動車道をつくり、岡口門を破却し、由緒ある鶴の谷を埋没し、濠を埋め立てて花畑や西洋風の花壇をつくるのは

実に乱暴であると主張している⁷³⁾。また和歌山県知事が、見付けの石垣を取り崩すことは断じて許さず、「和歌山公園は古城趾の面影を保存してこそ尊重」すべきと指摘していることもあわせて紹介している。

10月になると「和歌山新報」が、濠の埋め立てと公園整備に対して問題提起し⁷⁴⁾、濠の埋め立てに妥当性がないことを整然と指摘し、翌日の新聞にも続けて、公園改良案が果たして「時代的傾向」に伴う慎重な審議がされたものなのか疑問を呈している。その上で、今回の公園改修案は「旧城を死用」するものであると指摘した⁷⁵⁾。

以上のように「和歌山実業新聞」と「和歌山新報」は城址のもつ史跡や風致の尊重と保存の必要性を指摘し、その破壊につながる公園改修事業を批判した。

なお市当局が進めようとしている公園改良事業について、当時発行されていた他の新聞も調査したが、残存状況は芳しくなく、閲覧できた分では、積極的に批判する記事も、逆にその推進を後押ししようとする記事も、静観しているのか確認することができなかった。

(4) 和歌山市会における議論

①6月市会での公園改良継続予算案の審議

1915年6月、和歌山市会に提案された議案の一つに、御大典記念事業和歌山公園改良継続費に関する件があった⁷⁶⁾。19日にその審議があった。議員から五箇年継続事業にする理由や公園設計の内容などの質問があった。議論が噴出し、結局、審議を延期し、あらためて御大典記念事業として一括して市会に附議することが決まった⁷⁷⁾。

本多の設計をもとに予算が積算され、市会にその議案が提出されたが、このように延期された。本多による公園設計の内容に対する批判はあったが、設計変更等の議論ではなく、御大典記念事業の面から先延ばしになった。

7月2日に常楠が熊楠にしたための書簡には、市会は休会になったこと、さらに市長も昨日(7月1日)来たばかりであることを報告している⁷⁸⁾。

②新市長の着任による公園予算案の再提出と審議

この時期は市長の交替期であり、市政の仕切り直しも背景にあった。新市長になった遠藤真司は7月1日に和歌山に着任した⁷⁹⁾。

着任したばかりの市長は、開会中の市会に提出された予算案を7月11日に一旦撤回し⁸⁰⁾、8月の市会であらためて御大典記念事業和歌山公園改良継続費に関する件を議案の一つとして提出した⁸¹⁾。12日の市会で、公園改良継続費は9名の調査委員に付託することになった⁸²⁾。24日の市会で調査委員からの報告があり、当該費用予算39,993.85円のうち、本年度の予算を来年度に繰り下げ、来年度分150余円を本年度に繰り上げるようになった⁸³⁾。

このように五箇年継続事業のうち初年度は少額予算になったとはいえ、公園改良自体は容認された。先述のように公園改修の反対論が地元紙に掲載されたり、熊楠による論

考が総合誌に掲載されたりしたが、調査委員会ではその予算案が認められた。

この審議過程は、8月17日に常楠が熊楠に記した書簡に表れている。その内容は次の通りである⁸⁴⁾。

- ・ 大典記念事業という名目なので非常に急いでおり、過日の市会で調査委員に付託し、昨日の委員会で公園改良費3万9千余円が承認された。
- ・ 同時に1915年度に施行する8千余円の使途が原案通りに可決された。ただ改良案は1915年度から1919年度までの継続事業であり、1916年度以降は、毎年決めることになる。
- ・ また石垣二ヶ所の撤去と三年坂に面した濠の半分を、苗木を育てる用地として埋め立てることは明年度以降に再議することになった。

その後、8月28日に常楠がしたためた熊楠宛の書簡でも、濠の一部埋め立てや石垣の一部取り崩しが委員会で可決したため、市会で反対を主張したが、その効果はなく、少数にて破れたとある⁸⁵⁾。こうして市会でも可決された。

(5) 和歌山県知事による不認可と公園整備計画の変更

和歌山市が内務省から和歌山城址の払い下げを受ける際に、その条件として土地または附属物の原形を変更しようとする場合は、必ず知事の認可を受けることになっていた。市はこの契約に基づき、公園設計案について県庁に許可を申請した。

それに対し、鹿子木知事は、市の公園改修の第一期にある道路敷設のための枅形と石垣の撤廃、鶴の谷の低地部の埋め立て等、「原形」の破壊は不相当として公園設計に許可を与えず、市会に再考を要望して、実質的にこの案を却下した⁸⁶⁾。知事の不許可に市長は憤り、「知事を相手取って行政訴訟」と吹聴したが、これは市長が条件付きの払い下げだったことを知らなかったからだった⁸⁷⁾。

和歌山市は結局、県の指揮命令を請う必要がないように旧形の変更を伴わない改良にする方針を決め、市参事会、そして市会に賛同を求めることにした⁸⁸⁾。

そして先に議決された五箇年継続事業を取り消し、公園の「原形」を破壊しない程度の単年度予算案を市会に提案した⁸⁹⁾。

市会では調査委員への付託になり、調査委員が県庁で知事の見解を聴取すると⁹⁰⁾、知事は「現形」を保存するのであれば、以前の改修を許可する意思を表明した⁹¹⁾。そのため調査委員はあらためて協議し、今回の議案を否決し、本多による公園設計案の中で旧跡を破壊する部分を削除して、前予算を復活する方針を決めた⁹²⁾。

10月29日夜に市会が招集された。公園改良問題について調査委員から知事との会見の報告があり、審議の結果、先に市長から提出された議案を否決した。そして五箇年継続事業の改修案の中で、枅形と石垣の破壊、および三年坂の濠の埋め立てを取り止め、「古形保存」のために若干の修正を加えて、当該改修案を復活することになった⁹³⁾。

このように最終的には知事の不認可によって、和歌山市

が進めようとした和歌山城址の風致の損壊を伴う公園改修は変更を余儀なくされ、風致を保存する公園改修になった。そもそも1911年に和歌山市が城址を政府から払い下げを受ける際の条件の一つにあった「土地及び定着物の現状を変更しようとするときは和歌山県知事の許可を受ける」という条項に基づいており⁹⁴⁾、知事の独断専行ではなかったが、その前提として知事も風致の保存を志向していたことが背景にあった。

5. 1922～1923年の濠の埋め立てを取り巻く動向

1922年から1923年にかけて、三カ所の濠の埋め立て計画が浮上した。便宜的にここでは北濠、東濠、三年坂濠、とする(図5)。

(1) 北濠の埋め立て計画と断念

1922年、和歌山市では市役所西の約2千坪の濠を埋め立てて住宅地にする方針があった。史跡名勝の風致を害するとあって「名勝史蹟保存会」の反対が強く、建築物を設置しなければ埋め立てても良いとされた。しかしこれでは事業の財源を得ることが不可能となり、この計画は立ち消えになるだろうと報じられた⁹⁵⁾。この濠の埋め立てに関する続報は見当たらず、濠は残っていることから断念されたものとみられる。

(2) 東濠の埋め立て計画と断念

和歌山市は上水道の敷設を計画し、丘陵地に溜池を掘るために生じる土砂の処分方法を検討していた。その一つが東濠の埋め立てであった。

1922年、和歌山市は公会堂前の岡口門から裁判所前に至る東濠を埋めて「模範的運動場」を設ける計画をたて、5月に土木課で設計に着手することになった。埋め立ては7千坪で設計後、県に認可を出願する予定だった。この事業は本年度予算で明春までに完成する見込みであることが報じられた⁹⁶⁾。

そして5月12日、和歌山市は県にその施工認可を申請した。県は近く認可し、完成すると和歌山第二公園として運動器具を備え付け、市民遊樂の地になるだろうと報じられた⁹⁷⁾。このように東濠の埋め立てと運動公園の設置は必至のように報じられた。

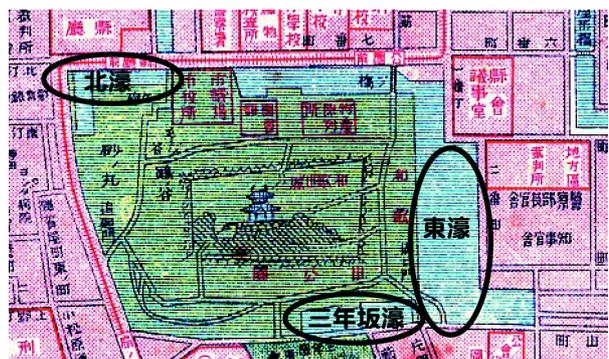


図5 1922～1923年の濠の埋め立て計画地

しかし、東濠の埋め立ての申請は、「史蹟名勝保存会」が史蹟を害するとして反対したので、県当局の意向は保存会の意見に傾いてきた。県は不認可の形式は採らず、考慮する余地があるとして、ひとまず市理事者に願書を返戻して再考を求めることになり、この計画は頓挫が免れないと報じられた⁹⁸⁾。なおこの「名勝史蹟保存会」は和歌山県の史蹟名勝天然記念物調査会のこととみられる。

さらに知事は、徳川頼倫が会長を務める保存協会の意向を照会した。そして黒板勝美が実地踏査を行った結果、堤の松を現存すること、石垣に触れないこと、堤より2尺(約60cm)下げること、運動場以外には利用しないこと等の条件が示された。その結果、これをもとに市は埋め立てを行うことになった。ただし溜池の予定地は保安林に編入されていたので、保安林の解除を県参事会に提出し、その通過を待ってから、本年末に着手されると報じられた⁹⁹⁾。

ただし1922年中には着手されなかった。和歌山市上水道敷設工事に対する内務省の認可を待っていた。なお池の工事に伴う土砂の処分を東濠の埋め立てに利用することは、この時点までに和歌山県の史蹟名勝天然記念物調査会の委員のほか有力者の賛成を得ていた。ただし先の保存協会からの条件を前提としていた。

この埋め立てには市会議員の中には反対者もいた。その理由は、次に挙げる通りである¹⁰⁰⁾。

- ・和歌山市は四通八達で、市中にあり、当然、名勝地として保存すべき濠を埋め立ててまで、狭い運動場を設ける必要性がない。
- ・むしろ和歌山を装飾する意味で、ある程度まで浚渫して清水を湛え、小舟を浮かべて水の遊園地にすれば良い。
- ・土砂の処分は県庁前及びその裏手や横手の濠を埋め立てれば良い。

この反対論に呼応するように、和歌山新報は一面トップで反対論を社説で掲載している。その内容は次の通りである¹⁰¹⁾。

- ・都市として発展している今日、無用の城濠に代わる運動場は、都市文化の建設からみて近代的要素を帯びた企画であることは認められる。
- ・しかし街路美が整然とする運動場と青苔石に蒸して朽ち果てた城濠と、いずれが美の本質であるか。
- ・往年、江戸三百年の昔を偲ぶべき東京の弁慶橋の埋め立てに対し都下の識者が敢然、市長の無謀無策を糾弾したのと同じ意味において、この企ては暴挙とみなせる。
- ・単に趣味や感情ではなく、日常生活の上に立脚して反対である。
- ・四通八達を通り越して窮屈な和歌山市において唯一の城濠を有していることは砂漠中の「オーシス」として都市生活の繁雑さに神経が衰弱しそうな都市民に天与の良剤になる。
- ・運動場による肉体の健全よりも、精神生活の健全を忘却してはならない。

こうした地元紙の反対論に加え、1923年2月の市会でも次のように反対する意見が出された。議員から、濠の埋め立て計画は、市の美観の上から断じて許されず、8万人の市民もこの無謀な計画に対して反対すべきであると市当局

を問いただした。それに対して市長は、明答を控えたいと答弁した。さらに議員は円転滑脱だと皮肉を言い、明確な回答を求めたが、市長は最後まで明答を避けて議論は深まらなかった¹⁰²⁾。なお一連の反対論を主張している市会議員が常楠であるのかは、記事からは判別できない。

このように前年から、すぐにでも工事が着手されるような報道はあったが、反対論もあり、実施に至らなかった。その後、半年以上も間が開いた9月、和歌山新報は、一面トップで運動場と濠埋め立て問題を論じ、次のように一転して運動場の整備を主張している¹⁰³⁾。

- ・和歌山市では運動競技熱が高まり、学生や会社員のみならず、一般市民が健康増進に努めなければならない。
- ・一般に運動を奨励するには公設の運動場が必要である。
- ・市当局は上水道工事の土砂で公会堂前の濠を、原形を破壊しない程度に埋めて運動場設置の企画がある。
- ・一部では反対運動があるが、大局的な着眼から、市の企画に賛成すべきである。
- ・市は一部の反対があっても容赦なくこれを断行して、市民の健康増進のために速やかに設置すべきである。

その翌月3日、和歌山市は参事会を開会し、池掘鑿の土砂で公会堂前の濠を埋め立てることを可決し、6日に市会を招集して上程することを決めた¹⁰⁴⁾。

この参事会の可決に対し、和歌山新報は社説で次のように論じている¹⁰⁵⁾。

- ・水道をつくるために堀崩された土を利用して新開地をつくることは極めて有意義であり、近代的都市計画にはこれくらいの英断は必要である。
- ・しかし一方では、「風致保存」という武器を振りかざして歎美する意見もある。
- ・双方に理屈や見解があつて、容易に早計な判断はできないとしている。
- ・濠保存は単なる「趣味」でも「詠嘆」ではないとしながらも、2月に論じたように、砂漠中の「オーシス」として天与の良剤として情愛を感じる。

和歌山新報の主張は一転して、再び埋め立てに慎重な立場に戻った。

いずれにしても、あくまで和歌山市当局は事業の推進を目指していた。しかし東濠の埋め立てに関する新聞記事の続報が見当たらず、またその後も濠は残存していることから、この計画は断念され、代わって後述の三年坂濠の埋め立てに計画になったとみられる。

(3) 三年坂濠の埋め立て計画と実施

1923年10月6日の市会で、三年坂前の濠は不潔で不体裁なので、上水道整備に伴う池の掘鑿土砂で埋め立てる議案が審議された¹⁰⁶⁾。

先述のように10月3日の参事会で東濠の埋め立てを決めたが、続いて開かれた6日の市会では土砂の処分先として三年坂濠の埋め立てにすり替わった。

「史跡として破壊しない程度」に水面から4尺8寸(約

145cm)の高さに埋め立てて空堀にする計画だった。この議案は異議なく可決した。なおこの日は欠席議員も多く、また傍聴者も極めて少なく活気がなかったと報じられている¹⁰⁷⁾。この空堀の計画は、東濠の埋め立てに関して保存協会が求めた主旨に沿っていた。

市会では一つの質問もなく、濠の保存を指摘する意見は出なかった。和歌山公園へは北側にある一の橋からのアプローチが中心であり、城山の裏側にあたる三年坂濠への関心が低かったかもしれないが、汚濁の目立つ濠の埋没が容認された結果になった。

市会での議決を受け、和歌山市は岡口門から並行に不明門に至る1千坪の濠を埋め立てて公園にする計画をたて、内務省に埋め立ての許可を出願した。しかし内務省の手続きが遅延し、しばしば市長が上京のうちに当局者と交渉していた。ようやく内務省から「原形を損なわない程度」での埋め立て許可の指令があり、翌年2月4日に市長から市参事会にその報告があった。ただちに工事に着手し、4月中旬に全部完成するはずだと報じられた¹⁰⁸⁾。

埋め立ての対象となった三年坂濠は塵芥場に等しく、埋め立ててもなんら風致を害しないというのが埋め立て論者の意見でもあった。埋め立て後は不調和になり、和歌山城を中心として濠をめぐる史蹟は総合美として必然的であると、和歌山新報は社説で主張した¹⁰⁹⁾。こうした指摘もあったが、濠の清浄化ではなく、埋め立てることによって対処されることになった。当初の東濠の埋め立てから、三年坂濠の埋め立てに変更された。数日の間に市当局が方針を変更した背景は判然としない。土砂の処分を優先し、汚濁の進む三年坂濠であれば容認されることを見込んだとみられるが、当初は7千坪の埋め立てが1千坪の埋め立てに面積は減少した。なおこれは結果的に本多静六による公園設計の事業化でもあった。

6. まとめ

本稿では和歌山城址において1910年から10年余りの間で4回あった濠の埋め立てや石垣を取り崩す風致破壊の計画とその賛否や計画の動向を明らかにした。

まず1910年に軌道の複線化と道路整備に伴う濠の幅員を狭くする埋め立て計画があった。当初は陸軍省が「兵営上」から、和歌山市は「風趣上」から反対し、一年余りの膠着後、実施された。事業化に際しては、特に反対する意見の報道は見当たらず、近代都市化に伴う交通整備の優先性が受容された。

1914年に和歌山市による道路整備に伴う濠の埋め立て計画の議案が市議会に提出された。市議会では反対する意見があり、地元紙には賛否の意見が掲載された。博物学者の南方熊楠とその弟の常楠はメディアや市会を利用して風致保存を訴えるとともに、旧和歌山藩主家の当主・徳川頼倫に働きかけた。結局、和歌山市長は議案を撤回し、辞職した。

1915年に和歌山城址の公園改修が設計された。その設計

では濠の埋め立てや石垣の取り崩しが含まれていた。城址が有する風致よりも近代的土地利用である公園としての利用を優先する計画だった。和歌山市はその事業化予算案を議会に上程した。ここでも南方兄弟は反対行動をとり、地元紙も風致保存を主張した。和歌山県知事がこの風致破壊を許可しなかったことから、和歌山市は設計を変更して風致を損壊しないように公園を整備することになった。

1922年から1923年にかけて、和歌山市が三箇所の濠の埋め立てを計画した。住宅地化を企てた埋め立ては反対意見から断念した。上水道整備に伴う土砂の処分を兼ねた埋め立てと運動場の設置計画は賛否の意見があり、実施は見合わせられ、代わって汚濁が進み不衛生な別の濠の埋め立てがされた。なおこの時期の南方兄弟の言動は確認できなかった。

濠の埋め立てや石垣の取り崩しは、軌道、道路、水道などの近代都市化に伴う社会基盤整備が背景にあり、軌道、宅地、公園、運動場等の跡地利用を目論んでいた。しかしこうした風致を破壊する計画に抵抗し、風致の保存を主張する意見や取り組みがそれを阻止することに成功した経過があった。一方で、幅員を狭める一部の埋め立てや不衛生な濠の埋め立ては地域社会に受容された。

図版出典

- 図1:「和歌山市街地図」1912年、筆者所蔵(一部加筆)
- 図2:「和歌山市街地図」1913年、筆者所蔵(一部加筆)
- 図4:「和歌山公園平面図」1915年、筆者所蔵(一部加筆)
- 図5:「和歌山市街図」1923年、筆者所蔵(一部加筆)

補注

- (1) 小畔四郎は南方熊楠の経済的支援者であり、また変形菌研究の重要な協力者であり、英国から帰国後の後半生で最も長い期間交流のあった人物である。(田村義也(2008)「解題」『南方熊楠・小畔四郎往復書簡(一)』南方熊楠顕彰館、pp88-92)
- (2) 熊楠が頼倫に代わって濠の埋め立てについて話した木下友三郎は頼倫に随行していた。友三郎は、和歌山で1864年に生まれ、選抜されて司法省方学校に入学し、後に帝国大学法科大学に転入した。その後、裁判所判事を歴任し、熊楠が会った当時は明治法律学校校長だった。なお1920年には明治大学の初代学長になっている。(村上博(2011)「木下友三郎」、明治大学史料センター編『明治大学小史-人物編』学文社、pp38-39)
- (3) 徳義社は和歌山藩最後の藩主徳川茂承による旧藩士族への寄付金をもとにした事業の運営組織である。

参考・引用文献

- 1) 吉村敏裕、瀬口哲夫(1991)「城下町都市における水辺空間の変容に関する研究-桑名、津におけるケーススタディ-」都市計画論文集 26、pp67-72
- 2) 松浦茂樹、島谷幸宏(1986)「我国城下町都市における水空間とその変遷」水利科学 168、pp17-37
- 3) 松浦健治郎(2015)「城下町都市における堀の再生に関する研究」都市計画論文集 50-3、pp920-925
- 4) 野中勝利(2013)「近代の小田原城址における濠の埋め立てをめぐる議論の構図」都市計画論文集 Vol.48 No.3、pp495-500
- 5) 馬木知子(2004)「明治・大正期の外濠の改築・埋立にみる都市風景のとなえかたについて」都市計画論文集 39-3、pp121-126
- 6) 三尾功(1985)「続埋もれゆく近世-和歌山城内堀埋立をめぐる-」和歌山史研究 13、和歌山市役所、pp28-31
- 7) 三尾功(1989)「史跡和歌山城の保存について」和歌山地方史研究 16、pp17-23
- 8) 雲藤等(2012)「南方熊楠と和歌山城保存運動」地方史研究 62 巻1号、岩

- 田書院、pp24-40
- 9) 『明治43年10月調 公園地臺帳 附公園調書』第一課(和歌山県都市政策課所蔵)
- 10) 『縣報』第36号、和歌山県、p9、1901年4月4日
- 11) 和歌山新報、1909年3月7日
- 12) 紀伊毎日新聞、1910年6月9日
- 13) 紀伊毎日新聞、1910年6月9日
- 14) 和歌山新報、1910年6月9日
- 15) 紀伊毎日新聞、1910年7月17日
- 16) 紀伊毎日新聞、1910年9月2日
- 17) JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. C04014665800、明治43年8月「壹大日記」(防衛省防衛研究所)
- 18) 紀伊毎日新聞、1910年9月2日
- 19) 和歌山新報、1915年10月29日
- 20) 和歌山新報、1914年4月23日
- 21) 紀伊毎日新聞、1914年4月18日
- 22) 和歌山新報、1914年6月13日
- 23) 和歌山新報、1914年6月20日
- 24) 南方熊楠顕彰会学術部編(2008)『南方熊楠・小畔四郎往復書簡(一)』南方熊楠顕彰館、p67。(日付は不明であるが、書簡を貼り付けたスクラップ帳の前後の書簡から、1914年6月20日から30日の間とみられている。)
- 25) 南方熊楠顕彰会学術部編(2008)『南方熊楠・小畔四郎往復書簡(一)』南方熊楠顕彰館、p68
- 26) (1911)『史蹟名勝天然記念物保存協會報告』第一回、史蹟名勝天然記念物保存協會、p4
- 27) 南方熊楠(1972)『南方熊楠全集』第8巻書簡II、平凡社、pp441-446
- 28) 南方熊楠(1972)『南方熊楠全集』第8巻書簡II、平凡社、pp446-448
- 29) 紀伊毎日新聞、1914年4月18日
- 30) 紀伊毎日新聞、1914年4月25日
- 31) 紀伊毎日新聞、1914年4月30日
- 32) 和歌山新報、1914年4月23日
- 33) 和歌山新報、1914年6月18日
- 34) 和歌山新報、1914年7月3日
- 35) 和歌山新報、1914年7月7日
- 36) 和歌山新報、1914年7月11日
- 37) 和歌山新報、1914年7月17日
- 38) 南方熊楠(1972)『南方熊楠全集』第8巻書簡II、平凡社、pp448-449
- 39) 南方熊楠(1972)『南方熊楠全集』第8巻書簡II、平凡社、pp449-453
- 40) 和歌山新報、1914年7月3日
- 41) 紀伊毎日新聞、1914年7月24日
- 42) 紀伊毎日新聞、1914年7月25日
- 43) 常楠から熊楠宛の書簡、1914年7月24日記、南方熊楠顕彰館所蔵(和歌山郵便局では7月24日の消印、田辺郵便局は7月26日の消印)
- 44) 常楠から熊楠宛の書簡、1914年7月27日記、南方熊楠顕彰館所蔵(和歌山郵便局では7月27日の消印、田辺郵便局は7月28日の消印)
- 45) 牟婁新報、1914年8月1日
- 46) 中瀬喜陽編(1988)『南方熊楠書簡 盟友毛利清雅へ』日本エディタースクール出版部、pp32-36
- 47) 牟婁新報、1914年8月1日
- 48) 吉川寿洋(1999)「弟常楠宛南方熊楠の手紙」熊楠研究1号、南方熊楠資料研究会、pp43-62
- 49) 吉川寿洋(1999)「弟常楠宛南方熊楠の手紙」熊楠研究1号、南方熊楠資料研究会、pp43-62
- 50) 常楠から熊楠宛の書簡、1914年8月6日記、南方熊楠顕彰館所蔵(和歌山郵便局では8月6日の消印、田辺郵便局は8月7日の消印)
- 51) 南方熊楠顕彰会学術部編(2008)『南方熊楠・小畔四郎往復書簡(一)』南方熊楠顕彰館、pp70-71
- 52) 雲藤等(2012)「南方熊楠と和歌山城保存運動」地方史研究62巻1号、地方史研究協議会、pp24-40
- 53) 常楠から熊楠宛の書簡、1914年8月5日記、南方熊楠顕彰館所蔵(和歌山郵便局では8月5日の消印、田辺郵便局は8月6日の消印)
- 54) 常楠から熊楠宛の書簡、1914年8月6日記、南方熊楠顕彰館所蔵(和歌山郵便局では8月6日の消印、田辺郵便局は8月7日の消印)
- 55) 常楠から熊楠宛の書簡、1914年8月11日記、南方熊楠顕彰館所蔵(和歌山郵便局では8月11日の消印、田辺郵便局は8月12日の消印)
- 56) 和歌山新報、1914年8月22日
- 57) 和歌山実業新聞、1914年9月27日付夕刊、9月26日発行
- 58) 常楠から熊楠宛の書簡、1914年10月19日記、南方熊楠顕彰館所蔵(和歌山郵便局では10月19日の消印、田辺郵便局は10月20日の消印)
- 59) 飯倉照平編(1976)『柳田国男 南方熊楠 往復書簡集』、平凡社、pp408-414
- 60) 紀伊毎日新聞、1914年11月6日
- 61) 紀伊毎日新聞、1914年11月20日
- 62) (1915年)『和歌山公園設計案』和歌山市役所
- 63) 和歌山実業新聞、1915年4月17日付夕刊、4月16日発行から4月24日付夕刊、4月23日発行まで、7回に分けて連載
- 64) 常楠から熊楠宛の書簡、1915年4月29日記、南方熊楠顕彰館所蔵(和歌山郵便局では4月29日の消印、田辺郵便局は不明)
- 65) 和歌山タイムス、1915年6月22日
- 66) 常楠から熊楠宛の書簡、1915年6月28日記、南方熊楠顕彰館所蔵(和歌山郵便局では6月28日の消印、田辺郵便局は6月29日の消印)
- 67) 常楠から熊楠宛の書簡、日付不明、南方熊楠顕彰館所蔵(和歌山郵便局では7月2日の消印、田辺郵便局は7月3日の消印)
- 68) 南方熊楠(1915)「古書保存と和歌山城の破壊」日本及日本人659、政教社、p121
- 69) 牟婁新報、1915年9月7日
- 70) 和歌山実業新聞、1915年6月6日付夕刊、6月5日発行
- 71) 和歌山実業新聞、1915年6月26日付夕刊、6月25日発行と、6月29日付夕刊、6月28日発行
- 72) 和歌山実業新聞、1915年8月27日付夕刊、8月26日発行
- 73) 和歌山実業新聞、1915年9月16日付夕刊、9月15日発行
- 74) 和歌山新報、1915年10月2日
- 75) 和歌山新報、1915年10月3日
- 76) 和歌山タイムス、1915年6月18日
- 77) 和歌山タイムス、1915年6月22日。和歌山実業新聞、1915年6月22日付夕刊、6月21日発行も同じ。
- 78) 常楠から熊楠宛の書簡、日付不明、南方熊楠顕彰館所蔵(和歌山郵便局では7月2日の消印、田辺郵便局は7月3日の消印)
- 79) 和歌山実業新聞、1915年7月2日付夕刊、7月1日発行
- 80) 和歌山新報、1915年7月13日
- 81) 和歌山タイムス、1915年8月8日
- 82) 和歌山実業新聞、1915年8月14日付夕刊、8月13日発行
- 83) 和歌山実業新聞、1915年8月26日付夕刊、8月25日発行
- 84) 常楠から熊楠宛の書簡、1915年8月17日記、南方熊楠顕彰館所蔵(和歌山郵便局では8月17日の消印、田辺郵便局の消印不明)
- 85) 常楠から熊楠宛の書簡、日付不明、南方熊楠顕彰館所蔵(和歌山郵便局では8月28日の消印、田辺郵便局の8月29日消印)
- 86) 和歌山新報、1915年10月1日
- 87) 和歌山実業新聞、1915年10月3日付夕刊、10月2日発行
- 88) 大阪朝日新聞・紀和版、1915年10月21日
- 89) 和歌山新報、1915年10月27日
- 90) 和歌山新報、1915年10月30日
- 91) 紀伊毎日新聞、1915年10月30日
- 92) 和歌山新報、1915年10月30日
- 93) 大阪朝日新聞・紀和版、1915年10月31日
- 94) 『公園例規 附公園沿革』監理課(和歌山県都市政策課所蔵)
- 95) 紀伊毎日新聞、1922年4月30日付夕刊、4月29日発行
- 96) 紀伊毎日新聞、1922年4月30日付夕刊、4月29日発行
- 97) 紀伊毎日新聞、1922年5月13日付夕刊、5月12日発行
- 98) 紀伊毎日新聞、1922年6月9日付夕刊、6月8日発行
- 99) 紀伊毎日新聞、1922年8月27日付夕刊、8月26日発行
- 100) 大阪朝日新聞・紀伊版、1923年2月11日
- 101) 和歌山新報、1923年2月14日
- 102) 紀伊毎日新聞、1923年2月22日付夕刊、2月21日発行
- 103) 和歌山新報、1923年9月15日
- 104) 和歌山新報、1923年10月4日
- 105) 和歌山新報、1923年10月5日
- 106) 和歌山新報、1923年10月9日
- 107) 大阪朝日新聞・紀伊版、1923年10月9日
- 108) 紀伊毎日新聞、1924年2月6日
- 109) 和歌山新報、1924年2月20日

(2016年7月29日 受付)